

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、**2026年（令和8年）4月から全国で本格的に開始された「こども誰でも通園制度」の目的と概要について説明**いたします。この制度は、保育所などに通っていない生後6ヶ月から満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労状況に関わらず、月10時間まで保育所や認定こども園などを利用できるものです。

1. 制度の基本情報

「こども誰でも通園制度」は、児童福祉法上の「乳児等通園支援事業」として創設され、2025年度（令和7年度）に制度化され、子ども・子育て支援法上の「地域子ども・子育て支援事業」として実施していましたが、2026年度（令和8年度）からは乳児等のための支援給付となるため、全ての自治体で実施され、利用が進むように自治体への支援や普及啓発等を進めることになりました。

2. 制度の目的と概要

「こども誰でも通園制度」は、**在宅で子育てをしている世帯の子供が、家庭とは異なる集団生活を体験し、心身の健やかな成長に繋がることを目的としています。また、保護者の子育ての孤立感や負担の軽減も目指しています。**

この制度は、自治体が条例を制定することになっており、その制定内容に基づいて実施されます。**各自治体は国の定める基準を踏まえ、地域の実情に応じた条例を定めること**になっております。

○条例内容の主なポイント

①目的

- ・全ての子供の健やかな育ちを応援
- ・良質な成育環境の整備
- ・子供に新しい経験や学びの機会を提供
- ・子育ての孤立や負担を軽減
- ・保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない支援

②対象者

- ・生後6ヶ月から満3歳未満の子供

- ・普段、幼稚園や保育所などに通っていない未就園児
- ・保護者の就労条件やライフスタイルに関わらず利用可能

③利用時間

- ・一人当たり毎月10時間まで利用可能
- ・時間単位で柔軟に利用可能

④利用要件

- ・保護者の就労状況は問わない
- ・一時預かり事業とは異なり、利用理由も問わない

⑤利用までの流れ

- ・利用申請
→住まいの市町村が定める方法で申請する
- ・事業所を探す
→条件に合う実施事業所を検索する
- ・事前面談
→利用を希望する施設で、子供の健康状態やアレルギーなどの聞き取りを実施する
- ・利用
→各施設で決定された利用日に登園する

⑥実施施設

- ・保育所
- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・地域子育て支援拠点
- ・認可外保育施設
- ・小規模保育事業所
- ・児童発達支援センターなど

3. 制度に反対する意見

「こども誰でも通園制度」に反対する主な理由は、**子供の安全と保育の質の低下への懸念及び保育現場の負担増加があります。**

①安全と保育の質への懸念

- ・人員配置基準の緩和が子供の安全を脅かす可能性がある
- ・既存の施設を活用する「余裕活用型」では、保育士の増員が必須ではない

- ・乳幼児3人以下の場合、職員1人での運営に安全性の問題がある
- ・時間単位で利用する子供と在園児を同室で保育すると質が低下しうる

②保育現場の負担増加

- ・利用者の入れ替わりが激しく、現場の負担が増加する
- ・受け入れ準備や保護者対応に通常以上の負担が生じる
- ・現行の報酬単価では、安定した運営体制の確保が難しい
- ・制度の必要性は理解しつつも、現場の疲弊を懸念する声がある

4. 中野区乳児等通園支援事業

*中野区子育てサイト(おひるね)から抜粋

2026年度(令和8年度)から、国により、就労等の有無を問わず月一定時間まで保育施設等を利用できる新たな制度「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が創設されます。**本制度は、「子ども同士の触れ合いや、保育士の働きかけ等により、子どもの発達を促す機会をつくり、子どもの成長を支援すること」が主な目的です。**

○事業概要

1. 対象児童

次の①及び②に該当する子ども

- ①保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通園していないこと
- ②生後6ヶ月から満3歳未満の子供であること

*認可外保育施設(企業主導型保育事業所を除く)に通院する子どもは、本制度を利用することができます。

*認証保育所に通園する子どもは、3歳の誕生日の前々日まで本制度を利用することができます。

*中野区民が本制度を利用する場合は、生後6ヶ月から満3歳に達する日(3歳の誕生日の前日)以後最初の3月31日まで利用可能な場合があります。

2. 認定書の発行について

中野区で申請内容を確認し、認定要件(対象児童の条件)を満たしていることが確認できた場合、ご自宅宛てに乳児等支援給付認定書が送られてきます。認定書は保育園等との初回面談時などで利用するため、ご自宅で大切に保管してください。



「五月(皐月・さつき)」

皐月とは、早苗を植える時期「早苗月(さなえづき)」を略したもの。

皐月の皐には「神に捧げる稲」という意味があります。

また、俳句の世界では、5月6日頃(立夏)から8月7日頃(立秋の前日)までの3ヶ月を「三夏」と呼びます。

気象学的には夏至から秋分までで、四季の中で最も暑く日差しが強いのが特徴です。

三夏とは爽やかな暑さの初夏、梅雨時の蒸し暑さの仲夏、炎暑の晩夏をいいます。

5月は三夏の中で、序盤にあたる「初夏」と呼ばれる季節です。日本の多くの地域では春の名残を感じるものの、本格的な夏に向けて気温は上昇します。

5月の税務と労務

- ・国税/4月分源泉所得税の納付 5月11日
- ・国税/3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 6月1日
- ・国税/9月決算法人の中間申告 6月1日
- ・国税/6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 6月1日
- ・国税/個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 6月1日
- ・国税/確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 6月1日
- ・国税/特別農業所得者の承認申請 5月15日
- ・地方税/自動車税・鉦区税の納付
都道府県の条例で定める日

6月の税務と労務

- ・国税/5月分源泉所得税の納付 6月10日
- ・国税/所得税の予定納税額の通知 6月15日
- ・国税/4月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 6月30日
- ・国税/10月決算法人の中間申告 6月30日
- ・国税/7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 6月30日
- ・地方税/個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
市町村の条例で定める日
- ・労務/健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内
- ・労務/児童手当現況届(市町村役場に提出) 6月30日